中間試案「第1 (総論) の1 | について

【意見】

丙案が採用されるべきであり、甲案・乙案のいずれにも反対する。

- ・インターネットによる書面の提出等ができるようになることは便利であると思うが、国民全員に強制することではない。
- ・インターネットの機器を持たなかったり、インターネット環境が困難な者にとって、裁判を 受ける権利は守られない。
- ・インターネットの機器を使い慣れていない者にとって、裁判というものがより縁遠いものになり、裁判を起こすということに萎縮効果が生まれ、国民の裁判を受ける権利の保障が後退する。
- ・自分で裁判を起こしたわけではない者(被告)も、インターネットによる書面の提出が義務 づけられるため、インターネットの機器を使い慣れていない者にとって、裁判の進行の中で不 利を受ける可能性がある。インターネットを通じて反論書面や証拠を提出しなければならない とすると、インターネットの機器や環境を用意できない者は、十分な反論もできないまま裁判 が終わってしまう。現に、手書きの書面を提出している事例も少なからず存在している。機器 の保有や習熟度によって、裁判の有利不利の影響が出る可能性を否定できない。
- ・世界を見渡しても、インターネットを用いた書面の提出等を「義務化」している国はほとん どない。
- ・現実的に考えても、便利なシステムであれば、多くの国民がインターネットを通じた書面の提 出等を行うことになると思われ、敢えて「義務化」する必要はない。
- ・セキュリティシステムの安全性などが、まだきちんと確認できていない。裁判の記録にはプライバシー情報が多数含まれており、システムの安全性が確保されているかわからない段階で、 義務化を前提に議論すべきではない。
- ・サポート制度を設けるというが、その制度がきちんとできるのか分からない。どんな制度なのか、全国どこに住んでいても利用できるのかも、分からない(今は、郵送やFAXで提出できるし、郵送やFAXで受け取れる)。その制度ができたとしても、それが有料なのか無料なのか分からない。有料だとすれば、結局、お金がなければ裁判をすることができなくなってしまう。

中間試案「第5(口頭弁論)の1」について

【意見】

中間試案「第5の1」で提案されている「ウェブ会議等を用いて行う口頭弁論の期日における手続」には反対する。当事者の意思に反するウェブ会議等の方法による口頭弁論は認められるべきではない。ウェブ会議等の方法による口頭弁論期日は「当事者双方の同意」を要件にすべきである。

- ・ウェブ会議等の方法による口頭弁論期日は、「当事者の意見」を聴くだけでは足りず、「当事者双方の同意」を要件にすべきである。
- ・当事者が現実の法廷を希望する場合、その当事者の現実の出頭を認めるのは当然だが、それだけでは足りない。相手方も含めて現実の法廷での口頭弁論期日とすべきである。リアルな法廷 そのものを希望しているからである。
- ・ 裁判官に、直接生の当事者の声を届けたいと望む当事者に、インターネットの画面越しの手 続を強制することは不適切である。
- ・裁判官にとっても、リアルな法廷とインターネットによる法廷では、受け取る情報量が違う はずであり、当事者の意思に反してインターネットによる法廷を強制することには合理性がない。
- ・裁判官と相手方当事者には、当事者の姿を見て、当事者の生の声を聞いてほしい。
- ・当事者や弁護士が口頭で意見を述べることは、裁判官や相手方当事者にとって事案の理解に 有用であると考えるが、中間試案の提案は、このような機会を奪うことになりかねない。
- ・提案されているインターネットを用いた法廷では、傍聴人が法廷で何が行われているのか理解することができず、裁判の公開をしたことにならない。傍聴人やマスコミ関係者などが、リアルな裁判を見聞きすることで、正当な解決や、全面的な救済に道を開いた実例は多数あるが、インターネット法廷ではその効果が大きく減殺される。
- ・当事者としては、法廷で家族や支援者が傍聴席で見守っているからこそ、自己の辛い体験等 を話すことができるのであり、インターネットを通して裁判官に話せというのは当事者に酷で ある。

中間試案「第10 (その他の証拠調べ手続) の3 について

意見

中間試案「第10の3」で提案されている「裁判所外における証拠調べ」には反対する。当 事者の意思に反するウェブ会議等の方法による証拠調べは認められるべきではない。

さらに、「第10の3(2)」のハイブリッド方式による証拠調べを、法第185条の「裁判 所外における証拠調べ」と位置付けることに反対する。

理由:

- ・ウェブ会議等の方法による証拠調べは、「当事者の意見」を聴くだけでは足りず、「当事者双 方の同意」を要件にすべきである。
- ・「第10の3(2)」のハイブリッド方式による証拠調べを、法第185条の「裁判所外における証拠調べ」と位置付けると、本来のウェブ会議等による人証調べや検証の際に必要とされる要件が要らなくなり、裁判所が相当と認めるだけで実施できることになってしまうが、これは要件の潜脱であり、不当である。裁判を受ける権利には、リアルな形での人証調べや検証を求める権利が含まれると解すべきである。本提案は、当事者の裁判を受ける権利の侵害であり、許されない。
- ・「第10の3(2)」のハイブリッド方式による証拠調べを、法第185条の「裁判所外における証拠調べ」と位置付けると、重要な人証調べが非公開でよいとなってしまい、憲法の公開原則に反し、国民の裁判を受ける権利を実質的に侵害するもので、許されない。
- ・裁判官にとっても、リアルな証拠調べとインターネットによる証拠調べでは、受け取る情報 量が違うはずであり、当事者の意思に反してインターネットによる証拠調べを強制することに は合理性がない。しかるに、中間試案「第10の3」で提案されている「裁判所外における証 拠調べ」では、裁判所が相当と認めるだけでインターネットによる証拠調べを安易にできるこ とになってしまう。
- ・傍聴人やマスコミ関係者などが、リアルな裁判や証言等を見聞きすることで、正当な解決や、 全面的な救済に道を開いた実例は多数あるが、中間試案の提案では、裁判所の判断だけでハイ ブリッド方式を採用でき、非公開とされてしまい、極めて不当である。憲法違反だ。

中間試案「第6(新たな訴訟手続)」について

【意見】

丙案が採用されるべきであり、甲案・乙案のいずれにも反対する。

- ・甲案、乙案ともに、審理期間が制限されることによって、主張立証の機会が奪われてしまい、 粗雑な審理や誤った判断がなされるおそれがある。
- ・裁判の迅速化は望ましいことかもしれないが、だからといって、公正かつ公平な裁判が損なわれることはあってはならない。
- ・甲案、乙案ともに、審理期間が6月以内とされているが、甲案では、「訴訟提起から第1回口頭弁論期日までの期間」と「審理終結から判決までの期間」が、乙案では、「訴訟提起から審理計画策定までの期間」と「審理終結から判決までの期間」が、これに加わる。結局、現在の平均期間とほとんど変わらず、裁判の迅速化や期間予測の明確化にはつながらない。
- ・ 乙案では、審理計画の策定が求められるが、相手方の手の内がわからない訴訟初期の段階で、 主張立証についての具体的な計画を立てることは困難である。
- ・ 乙案では、審理計画の策定時に予測していなかった主張立証が、後々、必要になった場合に、 時機に遅れたものとして却下されるおそれがあり、公正かつ適正な裁判とは言い難い裁判が行 われるおそれがある。
- ・甲案では、「新たな訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき」や終局 判決に対する「適法な異議があったとき」に、乙案では、「当事者のいずれかから通常の手続 に移行させる旨の申述がされたとき」に、通常訴訟に移行することとされている。このような 規律がなければ、粗雑な審理や誤った判断の危険が高くなるが、その弊害を意識してこれらの 規律を設けるために、今度は裁判の迅速化や期間予測の明確化という目的を達成できず、根本 的な矛盾を抱えた制度となっている。
- ・甲案、乙案ともに通常訴訟に移行した後に、同じ裁判官が審理することとされているが、これでは、実質的な審理や公正な判断が期待できない。
- ・裁判官が新たな訴訟制度に慣れてしまった場合、通常の訴訟手続においても、主張立証が制限されるなど、粗雑な審理、判断がなされる危険性がある。
- ・多数の事件を抱え、次々と新件が割り当てられる裁判官は、期間限定訴訟があると、通常訴訟を後回しにするなどの懸念もある。
- ・裁判の迅速化は、裁判官等の増員や証拠収集方法の拡充などによって図られるべきであり、 裁判の公正を損なう制度によって図られるべきではない。
- ・IT 化と関係がなく、IT 化と一緒に検討すべきでない。

中間試案「第11 (訴訟の終了) の2(3) (新たな和解に代わる決定)」について

【意見】

乙案が採用されるべきであり、甲案に反対する。

- ・甲案の本質は「和解の強制的な押し付け」「理由なし判断の押し付け」であり、国民の裁判を 受ける権利、判決を求める権利を侵害する。
- ・対象事件や決定の時期、和解内容についての制限が設けられていないに等しく、いつ、どのような内容の「和解に代わる決定」をするのかについて、裁判所に広範な裁量を認めることになる。これでは、当事者主義が蔑ろにされてしまう。
- ・「和解を試みた」が「和解が整わない場合」という要件を充足した場合に、「和解に代わる決定をすることができる」とされているが、この要件は、容易に充足することができるものであり、裁判所の裁量を狭める要件とは言い難い。
- ・「審理及び和解に関する手続の現状、当事者の和解に関する手続の追行の状況を考慮し、相当 と認めるとき」、「当事者双方のために衡平に考慮し」、「一切の事情を考慮して」など、抽象的 な文言になっており、裁判所の裁量を狭めるものとは言い難い。
- ・裁判所が決定の理由を示す必要がないため、裁判所が、事件を早く処理するために、あるい は、判決理由を示すことを回避するために、「和解に代わる決定」を濫用するおそれがある。
- ・訴訟物を超えた内容の「和解に代わる決定」がされてしまい、当事者に対する不意打ちとなるおそれがある。
- ・ 裁判所の和解に代わる決定に対し、当事者が異議を申し立てたとしても、かえって不利益な 判決が下されてしまうリスクがあり、異議申立てを諦めてしまう事態が懸念される。
- ・本人訴訟の当事者が、法の番人である裁判所に対して異議申立てを行うのは容易ではなく、 当事者が諦めてしまうおそれがある。
- ・現在でも、調停手続に切り替えて、「調停に代わる決定」という制度を利用することが可能であり、実務上の不都合はないから、新たな和解に代わる決定を導入する必要はない。
- ・IT 化と関係がなく、IT 化と一緒に検討すべきでない。